

発議第3号

米原市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項および米原市議会会議規則（平成30年米原市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、上記の議案を提出する。

令和3年3月8日提出

米原市議会議長 松 宮 信 幸 様

議会運営委員会委員長 北 村 喜代隆

#### 提案理由

米原市議会の議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の新規制定に伴い、当該条例との整合を図るため、この案を提出するものである。

米原市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

米原市議会の議員の議員報酬等に関する条例（平成17年米原市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市議会の議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(期末手当の額および支給方法) 第5条1～3 略</p>	<p>(期末手当の額および支給方法) 第5条1～3 略 <u>4 第1項の規定にかかわらず、基準日以前6箇月以内の間全く職務に従事しない者に対しては、期末手当を支給しない。</u></p>	<p>・第4項に定める内容を米原市議会の議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例に定めるため、同項を削る。</p>